

保 安 第 1 5 号
(生 企)
令 和 3 年 4 月 1 6 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

消費者安全確保地域協議会への対応について

平成26年の消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）の改正により、国及び地方公共団体の機関は、消費者安全の確保のための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関等により構成される消費者安全確保地域協議会を組織できるとされ、同協議会の概要、留意点等については、「消費者安全確保地域協議会への対応について」（平成28年3月17日付け青警本保第1351号ほか。以下「旧通達」という。）により示していたところ、旧通達の有効期間満了に伴い、同協議会の概要、留意点等について改めて下記のとおり通達するので、引き続き事務処理上遺漏のないようにされたい。

記

第1 消費者安全確保地域協議会の概要

1 消費者安全確保地域協議会の組織

国及び地方公共団体の機関であって、消費者の利益の擁護及び増進に関する分野の業務に従事するもの（以下「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域における消費者安全の確保のための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される消費者安全確保地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる（法第11条の3）。

なお、この関係機関として、都道府県警察（警察本部及び警察署）も含まれると解されている。

2 消費者安全確保地域協議会の活動

協議会の構成員（関係機関及び消費生活協力団体その他の関係者）は、消費者安全の確保のため、消費生活上特に配慮を要する消費者と適当な接触を保ち、その状況を見守ること等の取組を行うものとされた（法第11条の4第2項）。

なお、「消費生活上特に配慮を要する消費者」（以下「見守り対象者」という。）に該当するか否かは、それぞれの協議会で決めることとなるが、例えば、高齢者

や障害者のうち、過去に消費者被害を受けた経験がある等の理由により、消費者被害に遭いやすい特性を有すると思われる者が考えられる。

3 協議会への情報提供等

協議会を組織する地方公共団体の区域における消費者安全の確保のための取組を効果的かつ円滑に行うため、構成員間で必要な情報を交換するとともに、消費者安全の確保のための取組に関する協議を行う（法第11条の4第1項）。

また、協議会は、情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成員が行う消費者安全の確保のための取組に関し他の構成員から要請があった場合等は、構成員に対し、消費生活上特に配慮を要する消費者に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる（法第11条の4第3項）。

4 秘密保持義務

協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない（法第11条の5）。

なお、この規定に違反して秘密を漏らしたときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金（併科なし）に処せられる（法第53条第1項）。

第2 警察の対応

1 協議会への参加について

協議会の活動は犯罪被害の未然防止に資するものと考えられることから、地方公共団体等から要請があった場合には、積極的に参加されたい。

2 見守り活動について

協議会が実際にどのような活動を実施するかは、それぞれの協議会において判断されるものであって、必ずしも、警察が見守り活動の実働部隊になることを求められているものではないが、実働部隊とならなかった場合であっても、例えば、巡回連絡等を利用して消費生活センターから提供を受けた資料を配布したり、協議会で見守りに有用な情報を提供するなど努められたい。

3 警察からの情報提供について

(1) 消費者被害に関する一般的な被害情報の提供

消費者被害に関し、警察で把握した手口、被害者の類型、被害の発生場所等の情報について分析し、積極的に協議会に提供することとされたい。

(2) 見守り対象者に関する情報の提供

犯罪捜査、相談業務等で把握した見守り対象者に該当すると思料される者に関する情報について、当該者の同意を得た上で協議会に提供するよう努められたい。

なお、同意を得るに当たっては、見守り対象者に該当すると思料される者に対し、協議会の活動内容、協議会には秘密保持義務が課されていること等の説

明を行うこと及び同意を得たことについて記録化しておくことに配慮されたい。

4 警察に対する情報提供依頼について

協議会の求めに応じて情報提供をすることは義務づけられておらず、構成員それぞれの判断に委ねられているので、公共性、必要性について検討の上、提供の可否を判断されたい。

なお、情報を提供する際には、県の個人情報保護条例に従うことになることに留意すること。

第3 留意事項

1 積極的な協力の実施

協議会については、改正法の国会審議で、衆議院消費者問題に関する特別委員会では「警察庁、厚生労働省等の関係機関は、同協議会における情報交換等が円滑に行われるよう積極的に協力すること。」とする附帯決議が、参議院消費者問題に関する特別委員会では「警察庁、厚生労働省等の関係機関は、同協議会における意見交換等が円滑に行われるよう積極的に協力すること。」とする附帯決議が、それぞれ決議されたところである。

したがって、各警察署にあっては、協議会が設立された場合は、附帯決議の趣旨を踏まえ、積極的に構成員として参画し、協議会に対して情報提供するなど、積極的な協力を努められたい。

2 連絡窓口

協議会との連絡窓口については、警察本部にあっては保安課、警察署にあっては生活安全課又は刑事生活安全課とする。

(参考資料)

- 消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）概要資料（別添1）
- 消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）設置自治体一覧（別添2）

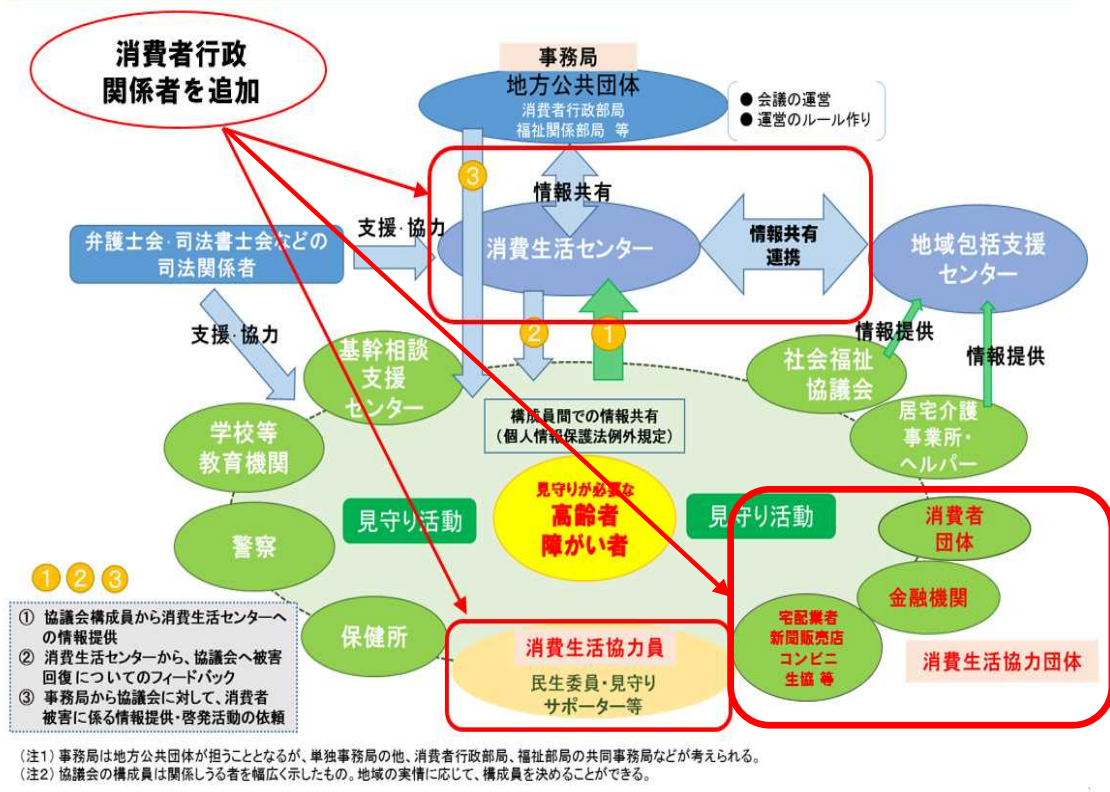
担当：保安課指導係（3202, 3203）

生活安全企画課犯罪抑止対策係（3032～3034）

消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）

- 認知症高齢者や障がい者等の「配慮を要する消費者」を見守るためのネットワーク
- ⇒ 既存の福祉のネットワーク等に、消費生活センターや消費者団体等の関係者を追加することで、「消費者被害の未然防止」も含め、より充実した「高齢者等の安全・安心のための見守りサービス」の提供が可能に

消費者安全確保地域協議会のモデル



地域協議会の取組

見守り活動の中で発見された消費者被害を消費生活センターにつなげる仕組みを構築

- 消費者被害の早期発見から事案解決へ
 - ✓ 消費生活センターによる助言、あっせん
- 迅速な情報収集による被害の拡大防止
 - ✓ 事前の注意喚起、法執行による行政処分等
- 必要な福祉サービスへの円滑な移行
 - ✓ 消費者被害の発見をきっかけにした、生活保護、成年後見制度等の福祉的な手当てへのつなぎ

構成員間の個人情報の共有による実効性の確保

- 消費者庁等からの情報提供による見守りリストの作成
 - ✓ 消費者庁が事業者から押収した顧客名簿などをベースに、消費者トラブルに遭う可能性のある市民の情報をまとめる
 - ✓ 地域協議会内の構成員間で、見守り対象者に関する個人情報を共有（個人情報保護法の例外規定の適用）



気づき、声掛け、つなぐ
被害の未然防止・拡大防止・早期発見・早期解決

地域協議会の活用例

福祉のネットワーク

私は**ケアマネ**です。今日、利用者のアキラさん宅を訪問しましたが不在でした。他県に別荘地を購入したので、300万円のお金を支払うために、業者と一緒に銀行へ行っていたというのです。最近よく聞く**原野商法**ではないかと不安になり、アキラさんと一緒に消費生活センターに相談しました。



センターに
相談したら

相談員のあっせんにより、**クーリング・オフ**が成立！
契約は無事解除できました。

防災のネットワーク

私は**民生委員**です。一人暮らしの高齢者宅を順番に訪問しています。タケシさんから、近々**屋根を修理**すると聞きました。5日前、訪問した業者から**損害保険を使えば無料で修理**できると説明され、契約したのだそうです。最近、この地域で地震や台風の被害などありませんが、本当に大丈夫なのでしょうか。



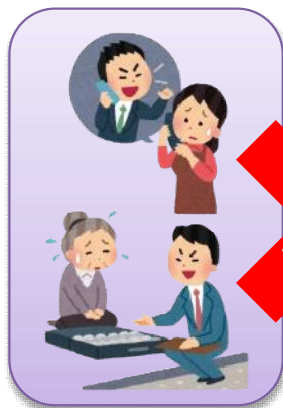
センターに
相談したら

損害保険を使えるのは、**自然災害による被害の場合と**分かり、**クーリング・オフ**が成立。

※「防犯のネットワーク」や「障がい者見守りネットワーク」への追加も同様に有効です。

個人情報を活用した見守りリストの作成と共有

悪質業者



①押収した顧客名簿

行政
処分等



消費者庁等



②顧客名簿
情報の要請

③顧客名簿
情報提供

消費者安全確保地域協議会 (滋賀県野洲市の例)

健康推進
課

警察

市役所

民生委員
児童委員

野洲市
消費生活センター

障がい者自立支援課
地域包括支援センター

消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)設置自治体一覧

都道府県名	設置自治体名	都道府県名	設置自治体名
北海道	北海道、豊浦町、江別市、釧路市、登別市、北見市、石狩市、湧別町、洞爺湖町、乙部町、恵庭市、中札内村、浦河町、鷹栖町、紋別市	兵庫県	兵庫県、洲本市、南あわじ市、淡路市、豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町、姫路市、福崎町、神河町、市川町、相生市、たつの市、赤穂市、宍粟市、太子町、上郡町、佐用町、篠山市、丹波市、明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町、西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町
青森県	青森県、八戸市、板柳町、南部町、野辺地町、おいらせ町、五所川原市、三沢市、藤崎町、つがる市、田子町、鶴田町	和歌山県	上富田町、和歌山市、すさみ町、橋本市
岩手県	矢巾町	鳥取県	鳥取県、智頭町
宮城県	仙台市、大崎市	島根県	島根県、松江市、飯南町、浜田市、大田市、西ノ島町、雲南市、安来市
山形県	山形市	岡山県	岡山市、浅口市、井原市、笠岡市
福島県	福島県、西会津町	広島県	広島市、呉市
茨城県	笠間市、取手市	山口県	下松市、周南市、柳井市、宇部市、萩市、岩国市
群馬県	渋川市	徳島県	徳島県、板野町、上板町、徳島市、北島町、松茂町、吉野川市、阿南市、鳴門市、阿波市、勝浦町、神山町、石井町、小松島市、佐那河内村、上勝町、三好市、東みよし町、美馬市、美波町、藍住町、牟岐町、那賀町、つるぎ町、海陽町
埼玉県	行田市、日高市、吉川市、小鹿野町、志木市、上尾市、白岡市、加須市、桶川市、鴻巣市、ふじみ野市、小川町、東松山市、北本市、宮代町、坂戸市、鶴ヶ島市、戸田市、春日部市、所沢市、熊谷市、長瀬町、川島町、川越市	香川県	高松市、小豆島町、東かがわ市、宇多津町
千葉県	船橋市、富里市、白井市	愛媛県	愛媛県、久万高原町、伊方町、八幡浜市、宇和島市、松山市、新居浜市、松野町、鬼北町、今治市
東京都	千代田区、多摩市、板橋区、新宿区、世田谷区、調布市	福岡県	福岡県、苅田町、筑前町、川崎町、大任町、粕屋町、大牟田市、春日市、中間市、岡垣町、篠栗町、大刀洗町、香春町、久留米市、飯塚市、豊前市、宗像市、太宰府市、嘉麻市、志免町、須恵町、新宮町、添田町、糸島市、水巻町、北九州市、久山町、芦屋町、吉富町、うきは市、直方市、鞍手町、福津市、小竹町、築上町、行橋市、筑後市、みやこ町、遠賀町
新潟県	新潟県、佐渡市、魚沼市、弥彦村、村上市、柏崎市、新潟市、五泉市、妙高市、胎内市、刈羽村、南魚沼市、新発田市	長崎県	長崎県、東彼杵町、松浦市、雲仙市、南島原市、大村市、島原市、対馬市、平戸市、五島市、長崎市
富山県	富山県	熊本県	熊本県、菊池市、天草市、玉名市、水俣市
石川県	能美市、加賀市、宝達志水町、能登町、小松市	大分県	宇佐市
福井県	福井県、坂井市、越前市、敦賀市	宮崎県	宮崎市、都城市
山梨県	山梨県、甲府市、笛吹市、富士吉田市、富士河口湖町、山中湖村、鳴沢村、西桂町、忍野村、南アルプス市、市川三郷町、上野原市	鹿児島県	鹿児島県、鹿屋市、瀬戸内町、湧水町、鹿児島市、奄美市、南大隅町、知名町
長野県	長野市		
岐阜県	岐阜市、大垣市、本巣市、各務原市		
静岡県	静岡県、富士市		
愛知県	愛知県、豊橋市、田原市、江南市、豊川市、西尾市、一宮市、蒲郡市、瀬戸市、安城市、名古屋市、豊田市、高浜市、春日井市、豊明市		
三重県	名張市、東員町		
滋賀県	野洲市、近江八幡市、大津市		
京都府	京都府、大山崎町		
大阪府	八尾市、和泉市、交野市、岸和田市、豊中市、門真市、箕面市、大阪市、枚方市		

(参考)都道府県、市区町村人口規模別の設置状況

	設置自治体数	総自治体数
合計	315	1788
うち都道府県	19	47
うち5万人以上	142	540
うち5万人未満	154	1201

(※)地方公共団体から2021年2月末日までに消費者庁に対して設置報告のあった協議会(広域連携による設置を含む)。